

令和3年度福島県一般会計補正予算（第8号）

令和3年度福島県一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350,535千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,304,738,579千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		247,381,378	350,535	247,731,913
	2 国庫補助金	194,947,321	350,535	195,297,856
歳入合計		1,304,388,044	350,535	1,304,738,579

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		192,585,873	350,535	192,936,408
	1 商 工 業 費	181,921,350	350,535	182,271,885
歳 出 合 計		1,304,388,044	350,535	1,304,738,579